

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和4年 4月1日	東 大 阪 市	地域移行 支援 地域定着 支援 計画相談 支援	不正の手段による指定（障害者総合支援法第51条の29第1項第8号、法第51条の29第2項第8号） 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員1名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第51条の29第1項第10号、法第51条の29第2項第10号） 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 4月26日	門真市	就労継続 支援B型	不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・令和3年8月から同年12月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和4年 5月31日	茨木市	訪問介護 居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護保険法に違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。
令和4年 11月30日	東 大 阪 市	就労継続 支援B型	設備及び運営に関する基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号） ・新規指定時より、当該法人は事業所物件について所有者と賃貸契約を交わしておらず、専ら指定就労継続支援B型事業所の用に供する区画を有していなかった。また、令和4年9月10日以降は当該区画に全く立ち入ることができない状態となり、指定就労継続支援B型サービス事業所を運営することができなくなっていた。 不正な手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号） ・管理者の実務経験証明書について、当該法人において偽造した虚偽の実務経験証明書を本市に提出し、指定を受けた ・事業所の賃貸借契約書について、設備基準を満たしているよう装うため、当該法人と所有者の間で交わしたとする虚偽の賃貸借契約書を本市に提出し、指定を受けた ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表について、当初より常勤で配置する予定のない者を常勤の目標工賃達成指導員として本市に提出し、指定を受けた。
令和5年 4月30日	豊中市	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	【居宅介護】 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・令和元年6月から令和3年5月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、1対1の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			・令和２年８月及び令和３年４月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 【重度訪問介護、行動援護】 法令違反（障害者総合支援法第５０条第１項第９号） ・居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。
令和５年 ５月３１日	高槻市	居宅介護 重度訪問 介護	【居宅介護】 介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第５号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者１名に対して、令和４年１１月から令和５年１月までの間、公的サービスを提供していないにもかかわらず、おおよそ週に１回、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする記録を作成して、介護給付費の請求を行い受領した。 ・事業者は、ヘルパー２名が居宅介護従業者の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、居宅介護の提供を行わせ、もって介護給付費の請求を行い受領した。なお、無資格者による居宅介護の提供は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間で、提供回数は、合計２９６回である。 ・事業者が居宅介護を提供し、もって請求した介護給付費のうち、身体介護中心型の所定単位数を算定したものについて、利用者１名に対し、令和３年２月から令和５年１月までの間、全２３５時間の身体介護の提供のうち４時間分を除いて、実際には身体介護を行っておらず、家事援助に相当する支援を行っていた。 虚偽の報告及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第５０条第１項第６号及び第１０号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者が公的サービスを受給する予定がないにもかかわらず、居宅介護の支給決定を受けるための助言を事業所事務員に行い、事業所事務員が関係者に対して行っている私的な支援を、事業者の公的サービスであるかのように装った。また、そのために、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成して、市の監査で提出した。 ・事業者は、居宅介護従業者の資格がない者２名に居宅介護の提供をさせた。その期間は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間である。加えて、このうち１名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、居宅介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 ・事業者は、利用者１名について、令和３年２月から令和５年１月までの間、実際にはほとんど身体介護を行っていないにもかかわらず、身体介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 虚偽答弁（障害者総合支援法第５０条第１項第７号に該当） ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、事業者が公的サービスを提供していない者に対して、管理者自らが居宅介護を提供していると述べた。 ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、実際には訪問看護師が入浴の見守りをしている利用者について、訪問看護師が退出した後でヘルパーが入浴支援を行っていると、事実とは異なる答弁をした。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			【重度訪問介護】 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号に該当） 事業者が同一事業所で行う指定重度訪問介護について、一体的に運営されている指定居宅介護において上記のとおり、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和5年 6月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護保険法に違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。
令和5年 7月11日	守口市	居宅介護	不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 令和3年6月から令和5年3月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。
令和5年 12月31日	茨木市	居宅介護 重度訪問 介護	不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号） 指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。また、申請書類に管理者兼サービス提供責任者とされた者の虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 少なくとも、4名の利用者について、令和4年10月13日から令和4年11月27日までの期間の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。 帳簿書類その他の物件の提出拒否（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号） 事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年4月30日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。令和4年11月15日から令和4年12月21日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号） 少なくとも、事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年12月31日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。
令和6年 2月1日	東大阪市	共同生活 援助	訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ・従業員の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 ・法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			・個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号） 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。
令和6年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	【居宅介護】 人格尊重義務違反（障害者総合支援法 第50条第1項第2号） 令和4年5月頃から令和5年4月までの間、従業員が利用者宅を訪問して身体介護等のサービスを提供する居宅介護サービスにおいて、従業員が利用者2名に対して拳で腹部を殴るなどの行為を複数回行った。 また、開始時期は不明だが、利用者1名については令和5年1月までの間、外1名については令和5年4月までの間において、夜間に居室から出られないよう外側から鍵をかけ閉じ込めた。 介護給付費の請求に関する不正（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 令和2年1月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人役員や従業員ではない者の氏名を使用し、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 また、令和4年9月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人代表自らがサービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 【重度訪問介護】 障害者総合支援法その他法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 指定重度訪問介護事業と一体的に運営する 指定居宅介護事業 において、人格尊重義務違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われたことから、令和6年3月1日付けで指定居宅介護事業者の指定が取消されることになったため。
令和6年 6月18日	高槻市	居宅介護 重度訪問 介護	介護保険法に違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号） (1)令和4年5月から令和5年8月までの間、同一建物減算の算定を逃れようと、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。（介護保険法第77条第1項第6号に該当） 事業者は、令和4年5月から令和5年8月までの間、同一建物減算を算定する必要性を認識しながら、契約上の事業所を故意に変更することにより、それぞれの訪問介護事業所が、1つの建物に居住する入居者に対し1月当たり19人を超えない範囲でサービス提供をしているように装い、居宅介護サービス費を請求し、同一建物減算を逃れようとした。 (2)令和4年5月から令和5年9月までの間、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問サービス事業所の指定基準における管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。（介護保険法第77条第1項第3号及び第115条の45の9第1号に該当） 令和4年5月から令和5年9月までの間、当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は、同一敷地内にはない「有料老人ホームナチュラル高槻安満」の管理者を兼務していた。 (3)指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法に違反する事実があった（介護保険法第115条の45の9第6号に該当）

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和6年 7月1日	東大阪 市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 指定居宅介護の3名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和2年11月から令和5年11月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号） ① サービスの提供記録や従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。 ② 法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない4名の従業者が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。 他法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号） 指定居宅介護と一体的に運営する指定訪問介護のサービスにおいて、介護保険法第77条第1項第6号で定める不正請求に該当した。
令和6年 8月30日	吹田市	居宅介護 重度訪問 介護	不正の手段による指定（総合支援法第50条第1項第9号） (1) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。 (2) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。 (3) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、従業者として配置すると記載し、指定を受けた。
令和6年 10月22日	泉大津 市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	他法令違反（総合支援法第50条第1項第10号） 同法人で障害福祉サービス事業と並行して運営する介護保険法における訪問介護事業において、不正な行為が行われた。
令和6年 12月5日	高槻市	就労継続 支援B型	人員基準違反（総合支援法第50条第1項第4号） 事業者が、事業所に配置すべき従業者（常勤のサービス管理責任者、生活支援員及び職業指導員）を配置しておらず、人員基準を満たしていないこと 不正の手段による指定（総合支援法第50条第1項第9号） 事業者は、実際には人員基準を満たさないにもかかわらず、人員基準を満たす従業者を配置するかのように偽る文書を作成し、不正の手段により指定を受けたこと
令和7年 2月1日	大阪市	就労継続 支援B型	訓練等給付費の請求に関する不正（総合支援法第50条第1項第6号） 令和5年6月から令和6年6月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、令和4年6月を除く令和3年5月から令和6年6月までの間、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	介護保険法違反（総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月1日	大阪市	就労継続 支援A型	訓練等給付費の不正請求（総合支援法第50条第1項第6号に該当） 令和5年4月から令和6年9月までの間、サービス管理責任者が不在であったにもかかわらず、「サービス管理責任者欠如減算」及び「個別支援計画未作成減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、令和2年3月から令和2年12月までの間、生活支援員の人員配置を満たしていないにもかかわらず、「人員欠如減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<u>介護保険法違反</u> （総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>介護保険法違反</u> （総合支援法第50条第1項第10号に該当） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月31日	茨木市	生活介護	<u>人格尊重義務 基準違反</u> （総合支援法第50条第1項第3号） 利用者に対するサービスの提供にあたり、職員により実施した入浴介助において、熱傷を負わせたため。 <u>不正請求</u> （総合支援法第50条第1項第6号） 平成31年4月から令和6年3月までの期間において、生活介護計画が作成されていないにもかかわらず所定単位数をそれいにもかかわらず所定単位数をそれぞれの割合に減じることなく不正に介護給付費をその割合に減じることなく不正に介護給付費を請求し、受領したため。